

(趣旨)

第1条 この規程は、課外教育活動の場を提供することによって、学生の自治活動の充実と発展を目標とし、学生相互の人格的交流を深めるために設置された、札幌大学サークル会館（以下「会館」という。）の使用に必要な事項を定める。

(運営管理)

第2条 会館の運営管理責任者は、事務局長とする。

2 会館の運営管理は学生自治会と協議して行う。

(使用資格)

第3条 会館を使用できる者は、本学の学生に限る。ただし、運営管理責任者が適当と認めたときはこの限りではない。

(使用)

第4条 会館は、次の各号に掲げる一に該当する場合に使用することができる。

- (1) 学生の課外教育活動
- (2) 大学の行事
- (3) その他運営管理責任者が認めたもの

(使用時間)

第5条 会館の使用は、午前8時から午後10時までとする。なお、定められた以外の時間に使用する場合は、時間延長願（様式第1）を所定の日時まで事務局に提出し、運営管理責任者の許可を得なければならない。

(使用手続)

第6条 会館の使用は、1団体1室とする。

2 会館を使用するときは、毎年度定められた期間に所定の使用許可願（様式第2）を事務局に提出し、運営管理責任者の許可を得なければならない。

3 会館の共有の施設、備品を使用するときは、原則として使用日の7日前までに所定の使用許可願（様式第2）を事務局に提出し、運営管理責任者の許可を得なければならない。

(遵守事項)

第7条 会館を使用する者は、良識に反し、品位を汚す行為をしてはならない。

(使用禁止)

第8条 会館の利用者が、運営管理責任者が定める遵守事項に違反した場合には、会館の使用を禁止することがある。

(損害賠償)

第9条 利用者が、故意又は重大な過失により会館の施設、備品等を破損若しくは紛失した場合は、事務局に報告し損害を賠償しなければならない。

(鍵の管理)

第10条 鍵の管理は、学生自治会と共同で行う。

- 2 共有施設の鍵は学生自治会が保管し、各団体が当該施設を使用する場合に鍵を貸し出す。
- 3 各団体の部屋の鍵は学生自治会、当該団体責任者が保管する。
- 4 電気等危険設備のある部屋の鍵は、事務局が保管する。
- 5 マスターキーは事務局が保管し、非常、緊急の場合以外は学生自治会との協議のうえ使用する。

(部室の管理)

第11条 各団体は使用責任者1人を置き、部室の管理及び清掃の義務を負う。

(維持保守)

第12条 会館の維持保守については、法人が行う。ただし、使用者の責に帰するものはこの限りではない。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(札幌大学サークル会館使用細則の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学サークル会館使用細則は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。